**Q1. SEEMP Part1 と Part2 は合冊にする必要はあるか？**

A1. SEEMP Part2 は、これまでの SEEMP Part1 とは独立して別冊で SEEMP Part II として作成しても、これまでの SEEMP Part I と合冊にしても、どちらでも問題ありません。別冊で作成する場合は、SEEMP Part II のみを審査用に提出いただくことで問題ありません。ただし、日本籍船舶かつ新造船の場合は、SEEMP 全体が審査対象となるため、別冊合冊に関わらず、Part I および II 全体を審査用に提出してください。

**Q2. 他船級船の SEEMP Part II の審査及び報告データ検証も NK で実施可能か？**

A2. 他船級登録船であっても代行権限を付与されている船籍であれば、基本的には審査が可能です。ただし、一部の旗国は船級と IMO DCS 審査機関の一致を要求しており、その旗国の船舶については弊会で審査を実施することができません。

**Q3. 暦年途中に船籍国又は会社のいずれかの変更がある場合、報告データはどのように取り扱うのか？**

A3. 変更完了日まで（もしくは可能な限り当該日に近い日）に、変更前の船籍国又は会社に属していた期間収集したデータを合算し、報告することが求められます。